

歩道の縁石を勝手に撤去してはダメ！！

敷地内への出入りをし易くするため、自己判断で歩道の縁石を撤去することは、歩行者や自転車等の事故につながる可能性があります、大変危険です。

また、勝手に歩道の縁石を撤去することは、**法令違反**となり、それによる事故が発生した場合、**行為者が損害賠償責任を問われる**場合があります。

歩道の縁石は、車道と歩道の区分を明確にするとともに、車道外に逸脱しかけた車の進行方向を復元するなど、車の歩道への進入を防止して歩行者の安全を守る役割を担っています。

全ての方が安全・安心に通行できるように、適切な使用をお願いします。

【正しい施工事例】



【誤った施工事例】



なお、敷地内への出入り等のために歩道の縁石やガードパイプ等の撤去が必要な場合は、道路法第24条及び西尾市道路管理規則第2条の規定により、道路管理者の承認を受ければ、個人の費用負担で工事を行う事ができます。

詳しくは土木課管理担当までご相談ください。

問合せ先
西尾市建設部土木課 管理担当
電話 0563-65-2139 (直通)